

パートナーとして利用可能な春日井市の行政サービス 一覧

パートナーとして利用可能な春日井市の行政サービスの一覧です。

ここに記載しているサービス以外にも利用できる場合があります。個別に担当課にご確認ください。

No.	サービスの種類	サービス名等	内容		受領証明書等の提示(※)	担当課
1	税に関すること	納税証明書交付申請	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税証明書の申請及び受領を可とする。		要	収納課
2		市税等の納付書(再)交付	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には市税等の納付書を交付または再交付することを可とする。		要	
3		納税に関する相談	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には納税に関する相談をすることを可とする。		要	
4		所得課税証明書交付申請	パートナーシップの宣誓をされた方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、同世帯の納税義務者から依頼を受けている場合には、所得税証明書の申請及び受領を可とする。		要	市民税課
5		税諸証明交付申請	市内の同居かつ同世帯の親族で依頼を受けた場合には、申請及び受領ができる。		要	資産税課
6		固定資産税台帳登録事項証明交付申請	パートナーシップの宣誓をされた同世帯の方を納税義務者の親族として取り扱うこととし、納税義務者から依頼を受けている場合には、固定資産税台帳登録事項証明の申請及び受領を可とする。		要	
7	暮らしと環境に関すること	廃棄物処理手数料等減免申請	代理申請ができる。		要	ごみ減量推進課
8		家庭系廃棄物搬入に係る届出	代理で届出ができる。		要	
9		市営住宅・コミュニティ住宅への入居申込	事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申込みができる。		要	住宅政策課
10		市営墓地	使用者が死亡した場合の市営墓地の使用継承ができる。		要	潮見坂平和公園管理事務所
11		納骨手続き	手続きできる。		不要	
12		住居確保給付金	生計同一世帯の場合は、同一世帯として申請できる。		不要	地域共生推進課
13		生活困窮者自立相談支援事業	生計同一世帯の場合は、同一世帯として相談できる。		不要	
14		DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。		不要	
15		生活保護	生計同一世帯の場合は、同一世帯として受給できる。		不要	生活支援課
16		犯罪被害者等支援金制度(遺族支援金)の申請	ファミリーシップを宣誓された方を犯罪被害者の遺族として取り扱う。		要	市民安全課
17		水道料金等確認書交付	同一世帯の場合は、申請及び受領ができる。		不要	上下水道業務課
18		保有個人情報開示請求	亡くなったパートナーの保有個人情報のうち請求者自身の個人情報であると認められるもの等について、開示請求ができる。		不要	総務課 議事課
19	子育て・教育に関すること	教育・保育給付認定申請(認可保育所入所申込含)	パートナーの子の保護者として申請できる。(住民票が同住所の場合)		不要	保育課
20		施設等利用給付認定申請(幼児教育・保育無償化認定申請)	パートナーの子の保護者として申請できる。(住民票が同住所の場合)		不要	
21		一時保育利用申請	パートナーの子の保護者として申請できる。		不要	
22		放課後児童健全育成事業(子どもの家)	パートナーの子の保護者として申請できる。		要	子育て推進課
23		児童の居場所確保事業(あい農子どもクラブ)	パートナーの子の保護者として申請できる。		要	
24		一時預かり事業	パートナーの子の保護者として申請できる。		不要	
25		パパママ教室・日曜パパママ教室	参加できる。		不要	こども家庭支援課
26		母子健康手帳の交付	パートナーの代わりに届出、受領ができる。		要	
27		放課後児童健全育成事業(子育て子育て総合支援館放課後児童クラブ)	パートナーの子の保護者として申請できる。		要	子育て子育て総合支援館
28		一時預かり事業	パートナーの子の保護者として申請できる。		不要	
29	子育て・教育に関すること	図書館の利用者カードの発行、更新、変更の手続き(中学生以下の者に関するもの)	パートナーの子の保護者として手続きできる。		要	図書館

パートナーとして利用可能な春日井市の行政サービス 一覧

No.	サービスの種類	サービス名等	内容	受領証明書等の提示(※)	担当課
30	高齢者福祉に関すること	介護保険に係る各種申請	代理申請ができる。	不要	介護・高齢福祉課
31		高齢者福祉サービスに係る各種申請	代理申請ができる。	不要	
32		総合相談支援(地域包括支援センターへの相談)	相談できる。	不要	地域共生推進課
33		認知症高齢者等見守り支援事業	助成対象者となる。	不要	
34		認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	申請ができる。	不要	
35		高齢者生活支援ショートステイ(家族介護者支援)	同一世帯の場合、申請ができる。	不要	
36	障がい者福祉に関すること	障がい者手帳・障がい福祉サービス等に係る各種申請	代理申請ができる。	不要	障がい福祉課
37	医療・救急に関すること	救急搬送時の救急車への同乗	関係者であれば同乗できる。	不要	消防救急課
38		市民病院での病状の説明	原則、本人の同意のうえ病状説明を受けられる。	不要	市民病院
39		市民病院での緊急連絡先の指定	原則、本人の同意のうえ緊急連絡先の指定ができる。	不要	
40		市民病院での医療行為への同意	事前に医師と患者本人の話し合いに参加し、キーパーソンとして登録していれば、何らかの状態で患者本人の意思を示すことができないときなどに、代わりに医療行為に同意することができる。	不要	

※1 「受領証明書等の提示」欄が「要」のサービスは、春日井市に対しパートナーシップ・ファミリーシップ関係にあることを宣誓し、交付された「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」または「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」を提示し、利用してください。

※2 「受領証明書等の提示」欄が「不要」のサービスは、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の有無に関わらず、同居など各サービスの所定の要件を満たしていれば利用できます。